

宮崎県において資源管理を行うための方針

令和 2 年 12 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 7 月 1 日改正
令和 3 年 12 月 24 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 1 月 1 日改正
令和 7 年 7 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和 5 年の生産量で約 10 万トン、生産額で約 436 億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 812 経営体（漁業センサス 2023）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 県の責務

県は、法第 6 条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有することから、国と協力して、本県が管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定により、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分（以下「知事管理区分」という。）ごとに、少なくとも次の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

各特定水産資源の漁獲可能量を知事管理区分ごとに配分する場合の基準は、対象とする漁業の漁獲実績を基礎とするとともに、漁業の実態その他の事情を勘案して、定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が生じるおそれがある場合は、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、関係団体の要望及び知事管理区分ごとの数量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うことができることとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。
なお、漁獲割当てによる管理ができない場合は、漁獲量の総量を管理し、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源について、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源の資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、宮崎県資源評価委員会による資源評価を踏まえて、資源管理の具体的かつ効果的な措置を定めて実行するなどPDCAサイクルによる効果的な資源管理を行うとともに資源管理の強化が必要な魚種については、これまでの資源評価結果や産業的重要性、国の資源評価対象魚種の拡大等を踏まえて、資源管理の提言に応じた栽培漁業や漁場整備などの水産資源の回復を促進する関連施策を強化するものとする。

また、当該水産資源の採捕をする者による協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

さらに、当該協定に基づき報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価ができるよう努めることとする。

なお、本方針に定めのない水産資源についてもモニタリングに努め、その結果に基づき新たな対象魚種として検討することとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であるとともに、資源評価の精度を上げるために重要である。
また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの漁獲量等の情報の把握の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た

上で、着実に実行していくものとする。

3 その他の関連施策との連携強化

水産資源の増殖を促進するため、水産資源の生活史に対応した増殖場の整備への重点化を図るとともに、マウンド礁の造成や海底耕うんなどにより日向灘海域の基礎生産力の向上を図ることとする。

また、種苗の生産及び放流（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するとともに、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。なお、当該検証の結果、放流方法等に改善の余地がなくその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。一方、海洋環境条件の悪化等の理由で種苗放流等を休止している当該水産資源については、海洋環境条件の好転等に応じて再開を検討することとする。

さらに、漁業者が取り組む資源管理や栽培漁業の効果を向上させる漁場保全活動を促進するとともに、県民の資源管理に関する意識醸成を推進することとする。

4 遊漁者に対する指導

国及び県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 宮崎県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、本方針についての検討を行うとともに、本方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 特定水産資源は、下記の9種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。

まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群、ぶり

2 特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）のうち国際的な枠組みにおいて漁獲可能量による管理手法以外の資源管理措置が導入されている国際資源は、下記の4種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙2のとおりとする。

めばち中西部太平洋条約海域、かつお中西部太平洋条約海域、きはだ中西部太平洋条約海域、びんなが北西太平洋海域

3 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている下記14種ごとの具体的な資源管理方針は、別紙3のとおりとする。

あまだい類太平洋中・南部海域、かさご宮崎県海域、さばふぐ類宮崎県海域、まだい太平洋南部海域、さわら太平洋中・南部海域、おおにべ宮崎県海域、しいら太平洋中・南部海域、いせえび太平洋中南部海域、かます類太平洋中・南部海域、ひらめ太平洋南部海域、くるまえば宮崎県海域、あおめえそ類太平洋中南部海域、あおりいか宮崎県海域、いわししらす宮崎県海域

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まいわしまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）

イ 小型まき網漁業（宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる小型まき網漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は、算入しない。）

2 宮崎県その他のまいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業（宮崎県まいわしまき網漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15 件
いわし棒受網漁業	38 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第 31 条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まあじまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。)

2 宮崎県その他のまあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業 (宮崎県まあじまき網漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15 件
刺網漁業	356 隻
えびびき網漁業	103 隻
その他の釣漁業	451 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。)) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業 (太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号 1 (2) 及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号 1 (2) に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁船漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。)

2 宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4 月から 6 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号及び宮崎県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 16 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。)

3 宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7 月から 9 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業
定置漁業

- ③ 漁獲可能期間
7月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

4 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業
定置漁業

- ③ 漁獲可能期間
10月1日から同年12月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

5 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業
定置漁業

- ③ 漁獲可能期間
1月1日から同年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4 月から 12 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁船漁業 (以下「その他の漁船漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から 3 日以内 (ただし、県の休日は、算入しない。)

2 宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (1 月から 3 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から 3 日以内 (ただし、県の休日は、算入しない。)

3 宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4 月から 9 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から 3 日以内 (ただし、県の休日は、算入しない。)

4 宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (10 月から 3 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- ② 漁獲量等に係る報告の期限
陸揚げした日から3日以内（ただし、県の休日は、算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15 件
中型まき網漁業	19 か統
小型まき網漁業	15 か統
刺網漁業	356 隻
深海えびびき網漁業	16 隻
えびびき網漁業	103 隻
その他の釣漁業	451 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

2 宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業（宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業を除く。）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15 件

刺網漁業	356 隻
えびびき網漁業	103 隻
その他の釣漁業	451 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ。）（ステップアップ管理対象資源）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県かたくちいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15 件
中型まき網漁業	19 か統
小型まき網漁業	15 か統
いわし棒受網漁業	38 隻

また、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外をいう。）を漁獲対象とする漁業においては、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

ぶり (ステップアップ管理対象資源)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県ぶり漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11 か統
小型定置網漁業 (共同漁業権)	15 件
中型まき網漁業	19 か統
小型まき網漁業	15 か統
刺網漁業	356 隻
えびびき網漁業	103 隻
機船船びき網漁業	50 隻
その他の釣漁業	451 隻
ぶり稚魚漁業	120 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗 (もじゃこ) について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

めばち中西部太平洋条約海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

かつお中西部太平洋条約海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

きはだ中西部太平洋条約海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2 - 4)

第 1 水産資源

びんなが北西太平洋海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

あまだい類太平洋中・南部海域（あかあまだい及びしろあまだい）

第 2 資源管理の方向性

本資源を対象とするあまだい延縄漁業においては、漁獲量の総量による管理を行い、宮崎海域あまだい類の資源回復計画を開始した平成 28 年を基準年とし、令和 8 年までに資源量 80 トンから約 35 パーセント増（107 トンにまで回復させることで、漁獲量 13 トンの約 80 パーセント増（23 トン程度）を目指す。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 期宮崎海域あまだい類の資源回復計画（令和 3 年 3 月 31 日策定）に基づく禁漁期の設定、漁具制限（活餌使用禁止措置を含む）や種苗放流の取組を実施する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

かさご宮崎県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 13 年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

遊漁者も含め全長 18 センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく（令和 8 年 3 月 日付け宮崎海区漁業調整委員会指示第 号）。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

さばふぐ類宮崎県海域（しろさばふぐ及びくろさばふぐ）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 13 年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資

源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-4)

- 第1 水産資源

まだい太平洋南部海域

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和13年までに、高位に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

生育環境条件が改善したと判断された際には、種苗放流等の資源管理措置の強化について検討する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-5)

- 第1 水産資源

さわら太平洋中・南部海域

- 第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和13年までに、高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-6)

- 第1 水産資源

おおにべ宮崎県海域

- 第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取

組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-7)

- 第1 水産資源
しいら太平洋中・南部海域
- 第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-8)

- 第1 水産資源
いせえび太平洋中南部海域
- 第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和13年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
加入量増大及び生残率の向上を目的とした藻場の造成及び増殖場の造成、成長漁獲に必要な措置（漁獲制限の大きさ（再放流の大きさ）の拡大、使用反数の削減等）の設定並びに合理的な操業を図るための取組（共同操業や輪番制の導入等）を実施する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-9)

- 第1 水産資源
かます類太平洋中・南部海域（あかかます及びやまとかます）
- 第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者

による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙 3-10)

第 1 水産資源
ひらめ太平洋南部海域

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 13 年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県栽培漁業基本計画に基づき、種苗放流を継続し、小型魚の保護（再放流）の取組を実施する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙 3-11)

第 1 水産資源
くるまえば宮崎県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 13 年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

生育環境条件を改善するための海底耕うんの実施や種苗放流等の資源管理措置の強化について検討する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙 3-12)

第 1 水産資源
あおめえそ類太平洋中南部海域（あおめえそ及びともめひかり）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源表結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-13)

第1 水産資源

あおりいか宮崎県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和13年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

イカ柴や増殖礁の投入により産卵場を造成するなど、一定の産卵量を保護する取組の実施を検討する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙3-14)

第1 水産資源

いわししらす宮崎県海域（宮崎県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし及びうるめいわしのしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

いわし類成魚の資源状況等に留意しながら、資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を2,000トン程度に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

国の資源管理基本方針において、宮崎県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし及びうるめいわしのしらすについて、資源管理の目標等が定められた場合には、関連する水産資源として、資源管理の方向性や資源管理の取組について、見直すこととする。